

鎌情・個審議第 5 号  
令和元年（2019年）6月27日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号及び第9条第2項第4号の規定に基づき、令和元年6月17日付け鎌商第497号をもって諮問のありました個人情報の収集及び利用につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第8条第6項及び第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	収集する個人情報	収集する理由	収集先
30	商工課	鎌倉市プレミアム付商品券事務	購入対象者	<p>購入対象者（児童等）が①～⑥に該当しているかの有無を確認するための個人情報</p> <p>①児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている</p> <p>②児童福祉法に規定する障害児入所施設に入所若しくは指定医療機関に入院、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所</p> <p>③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害者支援施設又はのぞみの園に入所</p> <p>④売春防止法に規定する婦人保護施設に入所</p> <p>⑤児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居</p> <p>⑥児童福祉法に規定する母子生活支援施設に入所</p>	<p>プレミアム付商品券の申請書を市民に交付するにあたり、予め交付要件を満たすことを確認するため。</p>	都道府県及び市区町村

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用する個人情報	利用する理由	利用先
42	商工課	鎌倉市プレミアム付商品券事務	購入対象者となり得る者	<p>購入対象者となり得る者が①～④に該当しているかの有無を確認するための個人情報</p> <p>①生活保護法に規定する被保護者</p> <p>②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者</p> <p>③障害者のうち、養護者から虐待を受けたことにより「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定による入所又は入居した者</p> <p>④高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定による入所又は入居した者</p>	<p>プレミアム付商品券の申請書を市民に交付するにあたり、予め交付要件を満たすことを確認するため。</p>	<p>生活福祉課</p> <p>高齢者いきいき課</p> <p>障害福祉課</p>